（独立行政法人農業者年金基金の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部改正）

第四条　独立行政法人農業者年金基金の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十五年農林水産省令第百号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
附　則 1　（略） 2　基金法附則第六条第一項の規定により基金が同項第二号に掲げる業務を行う場合には、通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、第四条各号に掲げる事項のほか、次のとおりとする。 一　買入れ及び借受けの対象とする農地等（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第一項に規定する農地（同法第四十三条第一項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第二条第一項に規定する農地を含む。）及び採草放牧地をいう。以下この項において同じ。）及びその附帯施設、買入れ及び借受けの相手方、対価の決定の基準その他農地等及びその附帯施設の買入れ及び借受けに関する事項 二・三　（略）	**附　則** 1　（略） 2　基金法附則第六条第一項の規定により基金が同項第二号に掲げる業務を行う場合には、通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、第四条各号に掲げる事項のほか、次のとおりとする。 一　買入れ及び借受けの対象とする農地等（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第一項に規定する農地及び採草放牧地をいう。以下この項において同じ。）及びその附帯施設、買入れ及び借受けの相手方、対価の決定の基準その他農地等及びその附帯施設の買入れ及び借受けに関する事項 二・三　（略）

（農業協同組合法施行規則の一部改正）

第五条　農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
（農地等に併せて信託をすることを相当とする不動産） **第一条**　農業協同組合法（以下「法」という。）第十条第三項第二号の農林水産省令で定める不動産は、次に掲げる不動産とする。 一　（略） 二　農地（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第一項に規定する農地（同法第四十三条第一項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第二条第一項に規定する農地を含む。）又は採草放牧地（同項に規定する採草放牧地をいう。）の利用のため必要な土地、立木及び建物その他の工作物	（農地等に併せて信託をすることを相当とする不動産） **第一条**　農業協同組合法（以下「法」という。）第十条第三項第二号の農林水産省令で定める不動産は、次に掲げる不動産とする。 一　（略） 二　農地（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第一項に規定する農地（同法第四十三条第一項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第二条第一項に規定する農地を含む。）又は採草放牧地（同項に規定する採草放牧地をいう。）の利用のため必要な土地、立木及び建物その他の工作物

（旧農業者年金基金法施行規則の一部改正）

第六条　独立行政法人農業者年金基金法施行規則附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令附則第十五条の規定による廃止前の農業者年金基金法施行規則（平成十三年農林水産省令第百五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 （農地等の売渡し等の対象者） **第三条**　農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十九号。以下「平成十三年改正法」という。）附則第三条第三項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた平成十三年改正法による改正前の法第八十二条の農林水産省令で定める者は、次に掲げる者とする。 一　新たに農地等（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第一項に規定する農地（同法第四十三条第一項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第二条第一項に規定する農地を含む。）及び採草放牧地をいう。以下同じ。）につき耕作（同法第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下同じ。）又は養畜の事業を行おうとする者であって、次に掲げる要件の全てに該当するもの イ～ハ　（略） 二～九　（略）	**附　則** （農地等の売渡し等の対象者） **第三条**　農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十九号。以下「平成十三年改正法」という。）附則第三条第三項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた平成十三年改正法による改正前の法第八十二条の農林水産省令で定める者は、次に掲げる者とする。 一　新たに農地等につき耕作又は養畜の事業を行おうとする者であって、次に掲げる要件の全てに該当するもの イ～ハ　（略） 二～九　（略）

附　則

この省令は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年十一月十六日）から施行する。